

お 知 ら せ

令和 2 年 3 月 2 7 日
宇部市上下水道局財務課管財係

上下水道施設の機械・電気設備工事の低入札価格調査判断基準額 及び最低制限価格の算定方法の改定について

このことについて、上下水道施設の機械・電気工事の低入札価格調査判断基準額及び最低制限価格の算定方法において、下記のとおり改定を行いますので、お知らせします。

記

1 改定の内容

上下水道施設の機械・電気設備工事の低入札価格調査判断基準額及び最低制限価格の算定において、調査基準価格及び最低制限基準価格に 0.88 を乗じることを廃止します。

(1) 低入札価格調査判断基準額

【現 行】判断基準額は、調査基準価格×0.98（小数点以下切捨て）とし、入札価格がこの額以上であること。

ただし、上下水道施設の機械・電気設備工事の判断基準額は、調査基準価格×0.88（小数点以下切捨て）とする

【改定後】判断基準額は、調査基準価格×0.98（小数点以下切捨て）とし、入札価格がこの額以上であること。

(2) 最低制限価格

【現 行】予定価格の算出の基礎となった「(機器費の 9/10+直接工事費) + 共通仮設費の 9/10+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) の 8/10+一般管理費等の 7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)に 0.88 を乗じた額から千円未満を切り捨てた価格とする。

【改定後】予定価格の算出の基礎となった「(機器費の 9/10+直接工事費) + 共通仮設費の 9/10+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) の 8/10+一般管理費等の 7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)から千円未満を切り捨てた価格とする。

2 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

3 その他

改定後の「宇部市上下水道局低入札価格調査判断基準」及び「宇部市上下水道局最低制限価格制度実施要領」は上下水道局ホームページで公開しています。